

生徒の逸脱行動に対する叱りことばの表現について

伊藤 俊一

情報教育講座

Expressions to Scold Students for their Deviant Behavior

Toshikazu ITO

Department of Information Sciences, Aichi University of Education, Kariya 448-8542, Japan

1. はじめに

日本語には、相手に特定の行為を促すための表現、あるいは、特定の行為を禁ずるための表現に様々なバリエーションが存在する。特定の行為を促すこと、あるいは、禁ずることは多かれ少なかれ相手に対して話し手の意図する通りに行動することを強いるものであり、いくらかの負担を相手に与えるものである。そのため、相手との円滑なコミュニケーションを保つためには、表現に配慮する必要性が他の場面と比較しても高いと言えよう（伊藤（2016）、岡本（1988）など）。

とりわけ、教師や親が児童生徒を叱る場面において適切な表現を用いることの難しさが従来から指摘されている。例えば、佐藤・向居・西井・堀下（2013）は、「叱る」という行為は、叱られ手である子どもの行為を叱り手が否定するメッセージを含むものであり、子どもとのコミュニケーションを阻害する危険性をはらんでいる」と指摘している。

これまでの叱りことばに関する研究においては、主に、その表現の違いによって叱りことばを分類することと、分類された叱りことばの類型ごとに叱られる側が示す反応の違いを明らかにすることに重点が置かれてきた。

遠藤・吉川・三宮（1991）は、表現の違いに基づいて次のように叱りことばを分類した。

直接的表現：

望ましくない行為の制止

望ましい行為の実行要求

間接的表現：

望ましくない行為の指摘

想起

望ましくない理由説明

罰の予告

望ましくない行為の逆説的指定

子どもの人格に対する評価

突き放し

問いただし

話者の不快感の表明

悪態、ののしりによる不快感の表明

世間体意識

その他

遠藤ら（1991）は、上記のように分類された叱りことばの類型ごとに、叱られる側の小学生が示す反応（「受諾」「主張」「反発」「受け流し」）の生起率に差が生じることを明らかにした。

また、中学生を対象とした佐藤ら（2013）の調査においても、遠藤ら（1991）による叱りことばの分類を元にした類型を用いて、小学生を対象とした場合と同様、叱りことばの類型ごとに、叱られる側の中学生の反応には差が生じることが示された。佐藤ら（2013）は、「説明による叱りは教師の叱りを肯定的に認知させるが、禁止による叱りは否定的な感情的反応および行動的反応を喚起すること、脅威度が高い叱り方は怒りを喚起することなどが示された」といった報告をしている。

遠藤ら（1991）、佐藤ら（2013）の研究は、叱りことばとそれによって喚起される叱られる側の生徒の反応との間に一定の関係があることを示すものではあった。しかしながら、彼らの研究においては、叱られる原因となった行為自体の性質と叱りことばとの関係については必ずしも十分な検討がなされていない。遠藤ら（1991）では小学生が叱られる場面として「勉強」「けんか」「忘れ物」「部屋の整理」という4つの場面を設定して調査が行われたが、叱りことばに対する反応は4場面すべてについて一括して集計されており、場面による差異についての検証は行われていない。一方、佐藤ら（2013）においては中学生が叱られる場面として「おしゃべり場面」「ふざけあい場面」「提出物場面」という3つの場面を設定して調査が行われ、叱りことばに対する中学生の反応は「提出物場面」においてのみ他とは若干異なる傾向を示していたことが報告されている。しかし、その結果を受けた考察におい

では、「それが場面の特性によるものなのか、提出場面で用いられた叱りことばの不適切性によるものなのか、今後検討していかなければならない」と言及するに留まっており、叱られる原因となった行為自体の性質と叱りことばとの関係についての探究は今後の研究に委ねられている。

本研究では、これまでの叱りことばの研究では必ずしも十分には検討されてこなかった叱られる原因としての行為自体の性質に着目し、(1) 行為ごとに相応しい叱りことばは異なるのか、異なるとするならば、(2) どのような行為に対してどのような叱りことばがふさわしいのか、を明らかにすることを目的とする。なお、本研究における叱られる側の対象としては、佐藤ら(2013)と同様に、「生徒指導に困難を感じる教師が多いと言われる中学校の生徒」(佐藤ら(2013))を想定することとする。

叱りことばが発せられる原因となり得る望ましくない行為をその性質に基づいて整理するために、本研究では、逸脱行動に関連する先行研究を参考にすることとした。どのような行為が逸脱行動として認知されるかを検討した先行研究としては、中村・西迫・森上・桑原(2008)、竹村(2009)などが挙げられる。これらのうち、中村ら(2008)は、社会的規範からの逸脱行動45項目を抽出し、それらが「どの程度、社会的規範から逸脱していると思われるか」を評定させたアンケート結果をもとに因子分析を行ない、逸脱行動が「非人道性」「反公共性」「非勤勉性」という3つの因子で構成されることを見出した。逸脱の程度(どの程度、社会的規範から逸脱しているか)の平均評定値は「非人道性」,「反公共性」,「非勤勉性」の順に高く、「非人道性」の逸脱行動が最も逸脱の程度が高く、「非勤勉性」の逸脱行動が最も逸脱の程度が低いという結果を報告している。

本研究では、中村ら(2008)の逸脱行動の3因子(「非人道性」「反公共性」「非勤勉性」)とそれらに対応する逸脱行動45項目を参考にしながら、叱られる側として本研究で想定する中学生が通常は取り得ないであろうと考えられる行為を除外するための対策としていくつかの変更を加えたものを実験で使用することとした。

2. 実験

【方法】

実験参加者：

大学生82名であった。

材料：

中村ら(2008)による社会的規範からの逸脱行動45項目の因子分析結果をもとに、叱られる側として本研究で想定する中学生が通常は取り得ないであろうと考えられる行為を除外するための変更を加えることで、

新たな逸脱行動のリストを作成した(Table 1参照)。

中村ら(2008)のリストからの修正点は、以下の通りである。まず、次の10項目を中学生が通常は取り得ない行為であると判断し、リストから削除した。

- 子どもを虐待すること
- 人を殺すこと
- 犯罪被害者の人権が守られないこと
- 違法な薬物を使用すること
- 脱税をすること
- 問題を力で解決すること
- 親が子どもを縛りすぎることを

Table 1. 逸脱行動の種類と項目

逸脱行動の種類	項目
非人道性	差別をすること
	万引きをすること
	動物を虐待すること
	いじめをすること
	異性の嫌がることをすること
	人を誹謗中傷すること
	点字ブロックの上に障害物を置くこと
	約束を守らないこと
	無断で授業を休むこと
	図書館で静かにしないこと
反公共性	電車の中で大声で話すこと
	非があるのに謝らないこと
	携帯電話を使用禁止の場所で使うこと
	列の順番を抜かすこと
	場の空気を読まないこと
	適切なペットの飼い方をしないこと
	あいさつをしないこと
	借りたものを返さないこと
	断りもなく携帯電話を使うこと
	物を大切に扱わないこと
非勤勉性	責任転嫁をすること
	人の秘密をばらすこと
	人が気にしていることを言うこと
	場所を考慮した服装をしないこと
	目上の人に敬語を使わないこと
	親に心配をかけること
	時間を守らないこと
	不規則な生活をする
	知ったかぶりをする
	提出物の期限を守らないこと
カンニングをすること	
落書きをすること	
嘘をつくこと	
真面目に授業を受けないこと	
違法駐輪をすること	

- 妊婦の前でタバコを吸うこと
- 喫煙マナーを守らないこと
- ギャンブルに夢中になること

さらに、次の4項目については、中学生が取る可能性がより高いと考えられる行為に改めるために、表現、あるいは指示する行為自体に若干の変更を加えた。

- 強盗をすること→万引きをすること
- セクハラをすること→異性の嫌がることをすること
- 無断で仕事を休むこと→無断で授業を休むこと
- 違法駐車をすること→違法駐輪をすること

以上の変更を加えた後の35項目から構成されるリストを本実験で用いる逸脱行動のリストとした(Table 1参照)。逸脱行動35項目は、中村ら(2008)の分類に従って、「非人道性」の逸脱行動9項目、「反公共性」の逸脱行動18項目、「非勤勉性」の逸脱行動8項目に分類した。

手続き：

実験参加者は、まず、35項目の逸脱行動の一つ一つについて、自身が中学生のころにその行為が原因で教師あるいは親から叱られた経験があるか否かを回答した。逸脱行動35項目の順序は実験参加者ごとにランダム化された。

35項目の逸脱行動すべてについて上記の回答を終えた後、上記の回答において「中学生の頃に叱られた経験がある」と回答した逸脱行動については、すべて具体的にどのような言葉で叱られたかを自由記述によって報告した。

回答には制限時間を設けなかった。

【結果】

「どのような言葉で叱られたか」という問いに対して実験参加者82名からは計538件の報告が得られた。それらのうち、叱りことばとは見做せないものを除いた519件の報告を本研究の分析対象とした。叱りことばとは見做せないものとして除外されたものの多くは、「ことば」ではなく、「罰を与えられた」等、叱り手の「行為」が報告されたものであった。

報告された519件の叱りことばのうち、「非人道性」の逸脱行動に対する叱りことばの件数は119件であり、「反公共性」の逸脱行動に対する叱りことばは283件、「非勤勉性」の逸脱行動に対する叱りことばは117件であった。

報告されたこれらの叱りことばが遠藤ら(1991)の叱りことばの分類のどの類型に相当するかを2名の判定者によって判定した。判定作業は2名の判定者が独立して行ない、判定結果が互いに異なったものについてのみ同2名の合議によって類型を決定した。2名の判定結果が同じであったものについては、その判定結果をそのまま採用した。報告されたそれぞれの叱りことばに対して以上の手続きにより類型を判定した後、類型ごとに報告された叱りことばの件数を集計した。その集計結果をTable 2に示す。

「逸脱行動の類型」(「非人道性」「反公共性」「非勤勉性」の3水準)×「叱りことばの類型」(「望ましい行為の実行要求」など13水準)の2要因で χ^2 検定を行なった結果、叱りことばの報告件数の偏りは有意であった($\chi^2(24)=122.8, p<.01$)。そこで、続けて残差分析を行なった結果、「非人道性」の逸脱行動に対しては、「望ましくない理由説明」「問いただし」の報告件数が多い

Table 2. 叱りことばの報告数

叱りことばの類型	逸脱行動の類型			計
	非人道性	反公共性	非勤勉性	
望ましい行為の実行要求	20 ▽	130 ▲	64 ▲	214
望ましくない行為の指摘	9 ▽	51 ▲	12	72
望ましくない理由説明	29 ▲	34	8 ▽	71
問いただし	34 ▲	18 ▽	6 ▽	58
望ましくない行為の制止	13	20	3 ▽	36
罰の予告	3	9	6	18
想起	3	6	7 ▲	16
話者の不快感の表明	2	3	4	9
子どもの人格に対する評価	3	5	0	8
悪態、ののしりによる不快感の表明	1	5	0	6
突き放し	1	0 ▽	4 ▲	5
望ましくない行為の逆説的指定	1	0	2	3
世間体意識	0	2	1	3
計	119	283	117	519

(▲有意に多い, ▽有意に少ない, $p<.05$)

一方で、「望ましい行為の実行要求」「望ましくない行為の指摘」の件数が少ないことがわかった。「反公共性」の逸脱行動に対しては、「望ましい行為の実行要求」「望ましくない行為の指摘」の件数が多い一方で、「問いただし」「突き放し」の件数が少なかった。「非勤勉性」の逸脱行動に対しては、「望ましい行為の実行要求」「想起」「突き放し」の件数が多い一方で、「望ましくない理由説明」「問いただし」「望ましくない行為の制止」の件数が少なかった。

【考察】

「非人道性」の逸脱行動に対する叱りことば

「非人道性」の逸脱行動に対する叱りことばとして、「望ましい行為の実行要求」「望ましくない行為の指摘」の報告件数が少なかったことから、叱りことばの中で言及される行為が、実行すべき望ましい行為に相当するのか、あるいは、実行されてしまった望ましくない行為に相当するのに関わらず、行為自体に対する直接的な言及は少ない傾向にあったと言える。

一方で、「望ましくない理由説明」「問いただし」の報告件数が多かったことから、実行されてしまった行為が望ましくないことの理由、あるいは、望ましくない行為が実行されてしまったことの理由といった、行為に対する分析的な説明に関わる表現が多かったことが窺える。

「非人道性」の逸脱行動は、逸脱行動の3つの類型の中で逸脱の程度が最も高い行為であるとされる（佐藤ら（2013））。また、「非人道性」の逸脱行動の中には、「差別」「虐待」「いじめ」「誹謗中傷」「約束の不履行」のように、行為者自身の信念や性格に端を発し、かつ、特定の文脈に依存しない恒常的な社会的逸脱行動を含むものが多い。これらのことから、特定の出来事の中での逸脱行動をその場で指摘したり、その場で取るべき具体的な行為を直接的に要求したりするだけでは、恒常的に社会的逸脱行動を抑制するための叱りことばとしては不十分であることを叱り手自身が認識していたのではないかと考えられる。むしろ、その行為がなぜ望ましくないのかを叱られる側に学習させること、および、その望ましくない行為をなぜ叱られる側が取ったのかという原因を究明し問題を解決に導くことが、「非人道性」の逸脱行動に対する叱り手の主要な目的であったことが考えられる。叱られる側に対して、いわば道徳的な理念を説くことが叱り手の目的であったとも言えよう。

「反公共性」の逸脱行動に対する叱りことば

「反公共性」の逸脱行動に対する叱りことばの報告には、「非人道性」の逸脱行動における報告とは対照的な傾向が認められた。すなわち、望ましくない行為が実行されてしまった原因を明らかにするための「問いただし」の件数が少なく、逆に、「望ましい行為の実行要

求」「望ましくない行為の指摘」といった行為自体に対する直接的な言及が多かった。

「反公共性」の逸脱行動には、その逸脱行動が生じた場面や状況を具体的に特定できるものが多い。すなわち、どのような望ましくない行為が実行されたのか、その行為はいつ・どこで実行されたのか、それによって誰が損失を被ったのか、等、逸脱行動を出来事として具体化しやすいものが多いと言える。そのような場面において迅速に逸脱行動による損失を回避するためには、今まさに実行されている望ましくない行為を相手に気づかせる、望ましい行為をすぐに相手に実行させる、といった直接的な指示が即効性を持つと考えられる。

これらのことから、「反公共性」の逸脱行動に対する叱りことばは、行為に対する分析的な説明に関わる表現（行為の理由、等）にはあえて踏み込まず、直接的に行為自体を特定し言及する叱りことばが多用されるのであろう。

「非勤勉性」の逸脱行動に対する叱りことば

「非人道性」「反公共性」の逸脱行動に対する叱りことばのどちらとも異なる傾向として、「非勤勉性」の逸脱行動に対する叱りことばには「望ましくない理由説明」「問いただし」「望ましくない行為の制止」の報告件数が少ないという傾向が認められた。これら3種の叱りことばに共通するのは、いずれも実行されてしまった望ましくない行為に対する言及が含まれているという点である。すなわち、実行されてしまった望ましくない行為に対してそれが望ましくない理由を説明する（「望ましくない理由説明」）、望ましくない行為が実行されてしまった理由を追及する（「問いただし」）、実行されてしまった望ましくない行為を停止させる（「望ましくない行為の制止」）、というように、いずれも実行されてしまった望ましくない行為を対象として発せられる叱りことばであると言える。「非勤勉性」の逸脱行動に対しては、これらの叱りことばの件数が共通して少なかった。それとは対照的に、実行されるべき望ましい行為を対象として発せられる叱りことば（「望ましい行為の実行要求」）が多く報告されているのも、「非勤勉性」の逸脱行動に対する叱りことばの大きな特徴であると言える。

これらのことから、「非勤勉性」の逸脱行動に対する叱りことばは、望ましくない行為の抑制よりも、望ましい行為の促進に重点を置いた表現になっていることが窺える。

「非勤勉性」の逸脱行動は、逸脱行動の3つの類型の中で逸脱の程度が最も低い行為であるとされる（佐藤ら、2013）。実際、「非人道性」「反公共性」の逸脱行動と比べると、「非勤勉性」の逸脱行動には他者に及ぼす損失が比較的少ない行為が多い。例えば、「不規則な生活」「不真面目な授業態度」のように、その損失が

他者よりも自身に及ぶと考えられるものが多い。そのような状況においては、他者を利することを目的とした「望ましくない行為の抑制」よりも、叱られる側である本人を利するための「望ましい行為の促進」のほうが叱りことばとして有効であるという判断が叱り手の側に働いた可能性が考えられる。

3. 総合的考察

本研究では、叱りの対象としての行為自体が持つ性質の違いによって、叱り手が叱りことばを使い分けていることを示唆する結果が得られた。すなわち、叱りの対象となる行為は、社会的規範からの逸脱の程度が高いものから順に「非人道性」、「反公共性」、「非勤勉性」に分類され、それぞれの逸脱行動ごとに、用いられる叱りことばには異なった特徴が認められた。

「非人道性」の逸脱行動に対しては、望ましくない特定の行為の抑制よりも、行為の善悪を判断させるための、いわば道徳的な理念を説く叱りことばが用いられる傾向があった。それとは逆に、「反社会性」の逸脱行動に対しては、直接的に行為自体を特定し言及する叱りことばが用いられる傾向があった。「非勤勉性」の逸脱行動に対しては、望ましくない行為の抑制よりも、望ましい行為の促進に重きを置いた叱りことばが用いられる傾向があった。

従来の叱りことばに関する研究においては、主に、それぞれの叱りことばに対して叱られる側が示す反応の違いが強調されてきた。例えば、佐藤ら（2013）は、「説明による叱りは教師の叱りを肯定的に認知させるが、禁止による叱りは否定的な感情的反応および行動的反応を喚起すること」を指摘した。しかし、そのことから、例えば、「禁止による叱り」は「説明による叱り」よりも叱りことばとしての有効性が低い、等と結論づけるのは早計であろうことを本研究の結果は示していると考えられる。本研究では、叱り手は、「非人道性」の逸脱行動に対しては佐藤ら（2013）の言う「説明による叱り」に対応すると考えられる「望ましくない理由説明」「問いただし」を選択する一方で、「反公共性」の逸脱行動に対してはむしろ「禁止による叱り」に対応すると考えられる「望ましくない行為の指摘」を選択する傾向が強いことが示された。さらに、それぞれの逸脱行動の性質を考慮すると、行為に対するそれぞれの叱りことばの選択には、叱り手の側の動機や方略が大きく関わっていることも示唆された。すなわち、「非人道性」の逸脱行動に対する叱りことばには道徳的理念を重視するという動機が、「反公共性」の逸脱行動に対する叱りことばには即効性を重視するという動機が、「非勤勉性」の逸脱行動に対する叱りことばには望ましい行為の促進を重視するという動機が、それぞれ叱り手の側に強く存在していることが推察され

た。それらの動機に基づいて、叱り手は叱りことばを方略的に使い分けていることが考えられる。

今後は、先行研究で主に扱われてきた「叱りことば」と「叱られ手の反応」との関係に加え、本研究でその一端が明らかになった「叱られる行為」と「叱りことば」との関係がどのように交互作用するかも含めて検証を行なうことで、叱りことばの有効性・妥当性についてのさらなる理論を構築することが必要となるであろう。

引用文献

- 遠藤由美・吉川佐紀子・三宮真智子（1991） 親の叱りことばの表現に関する研究 教育心理学研究, 39 (1), 85-91.
- 伊藤俊一（2016） 娯楽施設・イベント等の「注意事項」における依頼・禁止とそれにふさわしい文末表現 言語処理学会第22回年次大会発表論文集, 278-281.
- 中村慎佑・西迫成一郎・森上幸夫・桑原尚史（2008） 社会的規範からの逸脱行動の様相と類型 情報研究（関西大学総合情報学部紀要）, 29, 55-68.
- 岡本真一郎（1988） 依頼表現の使い分けの規定因 愛知学院大学文学部紀要, 18, 7-14
- 佐藤純・向居暁・西井宏美・堀下智子（2013） 中学生は教師からの叱りに対してどう認知し反応するのか 日本教育工学会論文誌, 37 (1), 1-12.
- 竹村洋子（2009） 「問題行動」を示す児童とのかかわりに対する教師の評価に関する検討 ―記述式アンケートによる「減らしたい行動」についての調査から― 障害科学研究, 33, 211-224.

（2017年9月4日受理）